

第 256 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 9 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

第 256回 南 部 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1. 開会年月日 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 午後 2 時 05 分

2. 閉会年月日 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 午後 2 時 12 分

3. 開 催 場 所 南部町いちょうホール

4. 出席委員 (14 人)

会長	4 番	中村 文男	
会長職務代理	2 番	川守田 雄一	
委員	1 番	石塚 正義	3 番 三浦 恵美子
	5 番	工藤 静夫	6 番 夏堀 健一
	7 番	川門前 俊文	8 番 石橋 薫
	9 番	佐々木 一雄	10 番 赤石 敏文
	11 番	夏坂 元一朗	12 番 山田 憲幸
	13 番	佐々木 徳志	14 番 黒坂 昭彦
5. 欠席委員 (2 人)	15 番	梅内 道子	16 番 工藤 信仁

6. 会 議 書 記

事務局長	高 森 正 博
事務局次長	工 藤 真 幸
主幹	佐 藤 弓 孔

7. 会 議 日 程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 3 番 三浦 恵美子委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから 第 256 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、15 番 梅内道子 委員・16 番 工藤 信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 256 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 05 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 川門前 俊文 委員 8 番 石橋 薫 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹

佐藤主幹		議案第 18 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 4 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長		農地調査の結果について、説明を求めます。 美曾作 良穂 調査員
美曾作 調査員		4 番 美曾作から説明いたします。 去る 9 月 1 日、三浦農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 18 号について調査を行いましたので説明します。 農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 4 番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長		議案第 18 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		ご異議なしと認めます。 よって、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第 5 議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹		議案第 19 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、1 件です。 農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議 長		議案第 19 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		ご異議なしと認めます。

	よって、議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。 第 256 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 12 分) 終礼を行います。 ・ 起立・礼・直れ・着席
--	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 9 月 10 日

南部町農業委員会会長_____

南部町農業委員会委員_____

南部町農業委員会委員_____